

## 一般社団法人人文地理学会選挙管理委員会規程

2014年10月1日制定

2017年7月8日改正

2018年10月20日改正

### (趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人人文地理学会（以下、本会という）における、会長候補者予備選挙、理事・監事予備選挙、会長予備選挙、及び代議員選挙について必要な事項を定める。

### (選挙管理委員会の組織)

第2条 理事会は、正会員の中から選挙管理委員（以下「委員」という）3～5名を選出し、会長が委嘱する。委員は選挙管理委員会（以下「委員会」という）を組織する。なお、選挙実施時に会長、常任理事、監事である者は選挙管理委員になることができない。また過去2年以内に選挙管理委員であった者のうち2分の1以上は選挙管理委員になることができない。また委員のうち選挙実施時に理事である者の数は、委員総数の2分の1未満でなければならない。

2 委員会に委員長を置く。委員長は委員の互選によって定める。

3 委員が会長候補者予備選挙、あるいは理事・監事予備選挙において候補者になったとき、会長は当該委員を解嘱するものとする。

4 前項により委員が欠けたとき、会長は委員を補充する。

### (選挙事務の管理)

第3条 選挙事務は委員会が管理する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、役員予備選挙後の直近の社員総会までとする。

### (選挙人名簿)

第5条 選挙人名簿は、選挙実施年度の会員名簿をもとに委員会が作成する。

2 選挙人、被選挙人に関する情報は、選挙実施年度の会員名簿に基づくものとする。

### (選挙の公示)

第6条 委員会は、会長予備選挙、代議員選挙にあつては、実施1か月以上前に、選挙の実施と必要な事項について会員に公示する。代議員選挙については地区別投票の地区及び地区区分毎の代議員定数並びに地区別の選挙人名簿及び被選挙人資格を有しない者の名簿を正会員に公示する。

2 会長候補者予備選挙、理事・監事予備選挙にあつては投票の2週間以上前に、選挙の実施について選挙人に公示する。

3 (選挙結果の報告)

第7条 選挙管理委員長は、以下により選挙結果を会長に報告する。

(1) 代議員選挙にあつては、地区別投票及び一般投票の当選者と、それぞれの次点者の氏名。

(2) 会長候補者予備選挙にあつては、その得票数上位3位までの者の氏名。ただし、3位に同数の者がある場合には、すべて含める。

(3) 理事・監事予備選挙にあつては、理事候補者得票数上位20名までの者及び次点者2名、監事候補者得票数上位2位までの者及び次点者の氏名。

第8条 選挙管理委員長は、全代議員の氏名を当選決定後の直近の理事会及び社員総会に報告するとともに、法人のwebページに掲載する等により公表する。

(雑則)

第9条 その他、選挙の実施に必要な実施細目等は委員会が定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附則

この規程は、一般社団法人人文地理学会設立登記の日から施行する。

2 選挙の公示は本会のwebページで行ない、学会誌『人文地理』にも掲載する。

3 会員名簿とは本会事務所に備え付けの、選挙実施年の5月1日現在における会員情報を記した電磁的記録をいう。